

健康保険証がカード化（一人一枚）されます（お知らせ）

健康保険被保険者証のカード化を下記のとおり実施します。今までの「紙の健康保険証」から「個人毎のカード健康保険証」になり、被保険者、被扶養者に一人一枚交付します。

■一斉交付について

- ・紙の健康保険証の交付を受けている方は、平成28年11月に一斉交付となります。  
注：なお、平成28年10月以降の申請があった方には、一斉交付前にカード健康保険証を交付していますので、一斉交付での配布はありません。

■受領時の確認について

- ・健康保険証を受け取ったらすぐに記載内容に誤りがないか必ず確認をお願いします。  
誤りがある場合は、当健保組合に連絡してください。
- ・被扶養者でない方の健康保険証が届いたとき、又は被扶養者の方の健康保険証が届かないときは、当健保組合に連絡してください。
- ・カード裏面の住所欄にボールペン等で必ず住所を記入ください。  
本人または家族が住所変更した場合は、ご自身で訂正してください。（取消線のうえ備考に記入。修正テープなどのうえ書きする。等）  
注：任意継続・特例退職の方は、更に「住所変更届」を必ず提出してください。
- ・臓器提供意思表示欄について、記入は自由です。  
記入方法等についての詳細は（社）日本臓器移植ネットワークにご照会ください。

<http://www.jotnw.or.jp>

記入した内容を変更する場合は各自で訂正するか、上記 URL から臓器提供意思表示カード等をご活用ください。（健康保険証の再交付は行いません）

記入内容が見えないようにカバーする保護シールが必要な方は、当健保組合に連絡してください。

■健康保険証カード化に伴う、申請・帳票の変更について

- ・遠隔地被保険者証：一人一枚になるため、「遠隔地被保険者申請」は不要となります。  
なお、扶養認定条件は変わらないので、別居時の生計維持関係を確認する送金証明が必要です。（被扶養者認定、毎年の現況確認時）
- ・住所欄の無余白：本人または家族が住所変更した場合は、ご自身で訂正してください。  
（取消線のうえ備考に記入。修正テープなどのうえ書きする。等）